

畜産業用倉庫、畜産業用車庫以外の畜舎等の場合

様式第一号（第六十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

← 20cm以上 →	
15cm 以上	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (A 構造畜舎等)
	認定年月日・番号 令和5年5月1日 第〇〇〇号
	認定した者 □□県知事 畜産 花子
	認定計画実施者氏名（名称） 農水 太郎
	備 考

(注意) () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

畜産業用倉庫、畜産業用車庫の場合

(A3 (またはA4) 縦書き2アップで印刷することを推奨します。)

様式第一号の二 (第六十三条関係) (木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。)

20cm以上	
15cm 以上	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (B 構造畜舎等)
	認定年月日・番号 令和5年5月1日 第〇〇〇号
	認定した者 □□県知事 畜産 花子
	認定計画実施者氏名 (名称) 農水 太郎

15cm 以上	利 用 基 準	<p>【1. 畜舎等全体の利用の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間が一定の数値以下であること。(最大滞在者数 16 人/延べ滞在時間 32 時間) ☑午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数が0であること。 ☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しないこと。 ☑2以上の避難口が特定されていること。 ☑定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 ☑定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。 <p>【2. 畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分の利用の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されていること。 ☑災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にすること。 ☑火気を使用しないこと。 ☑消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行うこと。 ☑畜産業用倉庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、当該部分に畜産業用車両等以外のものを保管しないこと。 ☑畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
	備 考	<p>飼料（乾牧草、80t）、動物用医薬品（50kg）、トラクター付属品（モアコン）、工具、軽油（20L）</p>

- (注意)
1. (構造畜舎等)には、「A構造畜舎等」又は「B構造畜舎等」と記入すること。
 2. 適用を受ける利用基準の

「備考欄」に施設内で保管する物資、車両の種類を記載してください。
 防火基準の緩和を受ける畜産業用倉庫・畜産業用車庫に燃料を保管する場合は、燃料の数量は必ず記載してください。

様式第五号（第七十二条関係）

例1：様式第2号（畜舎建築利用計画）の
番号1の畜舎について床面積を増加
させる場合の例

例2：様式第2号の敷地内に、番号5の堆
肥舎を新築する場合の例

畜舎建築利用計画の変更認定申請書

令和5年9月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
申請者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

変更前と変更後の内容を比較可能な形式で記載してください。変更箇所が多く、記載欄に記入しきれない場合は、「別紙に記載」と記載し、変更前と変更後の内容を記載した別紙とあわせて提出してください。変更後と変更前の畜舎建築利用計画の変更部分に色を付ける・枠囲みにする・下線を付すなどして、変更部分が分かるよう資料を作成してください。

第4条第1項の規定により、畜舎建築利用
図書に記載の事項は、事実と相違ありませ

日：第〇〇〇号（令和5年5月1日）

2. 申請に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

例1：様式第2号（畜舎建築利用計画）の番号1の畜舎について
床面積を増加させる場合の例

3. 変更の概要：飼養施設の増築

変更前
2. 畜舎等の概要
（3）規模及び間取り
①番号：1
③床面積：（申請部分 <u>3,500</u> m ² ）（申請以外の部分 m ² ）（合計 <u>3,500</u> m ² ）
4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項
（1）畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項
④建築面積
イ. 建築面積：（申請部分 <u>8,000</u> m ² ）（申請以外の部分 m ² ）（合計 <u>8,000</u> m ² ）

ロ. 建蔽率：57.1 %

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

③床面積：3,500 m²

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日：令和5年6月1日

(3) 工事完了予定年月日：令和5年12月1日

変更後

2. 畜舎等の概要

(3) 規模及び間取り

①番号： 1

③床面積：(申請部分 100 m²) (申請以外の部分 3,500 m²) (合計 3,600 m²)

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,100 m²) (申請以外の部分 0 m²) (合計 8,100 m²)

ロ. 建蔽率：57.9 %

(3) 畜舎等の独立部分別概要

①番号： 1

③床面積：3,600 m²

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 1

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和5年10月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和6年3月1日

4. 変更の理由：飼養頭数の増加に伴い、飼養施設の増築を行うため。

例2：様式第2号の敷地内に、番号5の堆肥舎を新築する場合の例

3. 変更の概要：堆肥舎の新築

変更前

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：4

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,000 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 8,000 m²)

ロ. 建蔽率：57.1 %

変更後

2. 畜舎等の概要

(1) 数及び種類

①申請に係る畜舎等の数：5

②申請に係る畜舎等の種類

・番号：5

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

③申請に係る畜舎等の構造

・番号：5

木造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

①番号：5

②高さ：5 m

③床面積：(申請部分 100 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 100 m²)

④間取り 居住のための居室を有しない。

4. 畜舎等の敷地、構造及び設備に関する事項

(1) 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

④建築面積

イ. 建築面積：(申請部分 8,100 m²) (申請以外の部分 m²) (合計 8,100 m²)

ロ. 建蔽率：57.9 %

5. 畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 番号：5

(2) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(3) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

6. 申請に係る畜舎等で行う畜産業の内容

(1) 番号：5

(2) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 250 頭

(3) 飼養形態（飼養施設の場合）：

(4) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

7. 工事の着手及び完了の予定年月日

(1) 工事種類

・番号： 5

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(2) 工事着手予定年月日： 令和5年10月1日

(3) 工事完了予定年月日： 令和6年3月1日

4. 変更の理由：堆肥舎の新築を行うため。

5. 第80条各号に定める基準の区分：

(注意)

- ① 3. 変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- ② 申請に係る畜舎等（特例畜舎等を除く。）が第80条の規定の適用を受ける場合にあつては、5. に、同条各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」、「ロ」又は「ハ」の別を記入すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添付図書として、認定を受けた畜舎建築利用計画の添付図書のうち変更に係るもの及び申請に係る認定畜舎等が別表第9の各項の（い）欄に掲げる認定畜舎等である場合には当該各項の（ろ）欄に掲げる図書を添えて、提出してください。

畜舎建築利用計画の軽微な変更に係る届出書

令和5年9月1日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第2項の規定により、畜舎建築利用計画の軽微な変更について届け出ます。

記

変更前と変更後を対比して記載してください。記載欄に記載できない場合は、「別紙に記載」と記載し、別紙とあわせて提出してください。

届出番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和5年5月1日）

工事施工地又は所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

- 変更の概要：飼養施設の1日当たりの滞在者数及び滞在時間の変更（詳細は別紙に記載）
- 変更の理由：機械の導入により労働力の削減に至ったため。

（備考）

3. 変更の概要については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙)

変更前

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	<u>4</u> 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	<u>3</u> 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	<u>12</u> 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計	<u>26</u> 時間			

変更後

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け等）
滞在人数	<u>1</u> 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	<u>2</u> 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	<u>2</u> 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計	<u>16</u> 時間			

認定畜舎等の建築等工事完了届

令和5年12月2日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

認定畜舎等の建築等の工事が完了しましたので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和5年5月1日）

2. 届出に係る工事の概要

(1) 工事施工地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(2) 工事の種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 工事着手年月日：令和5年6月1日

(4) 工事完了年月日：令和5年12月1日

3. 届出に係る認定畜舎等の概要

(1) 番号： 1

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 3,500 m²

(1) 番号： 2

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 4,100 m²

(1) 番号： 3

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 250 m²

(1) 番号： 4

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(3) 規模：床面積の合計 150 m²

4. 備考

(注意)

- ① 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いること。
- ② がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- ③ 3. は、届出に係る認定畜舎等ごとに記入すること。届出に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。
- ④ 床面積が3,000m²を超える認定畜舎等にあつては、第75条第1項第1号の規定により、屋根の小屋組の工事の終了時、構造耐力上主要な軸組又は耐力壁の工事の終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事の終了時その他都道府県知事が必要と認めて指定する工程の終了時における当該認定畜舎等に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等の写真を添付すること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

床面積 3,000 m²超の認定畜舎等については、工事の各工程の写真を添付してください（注意④に記載の内容）。

仮使用認定申請書

令和5年11月1日

都道府県知事 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定を申請します。

記

- 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和5年5月1日）
- 認定畜舎等の建築等の工事の概要
 - 工事施工地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
 - 工事着手年月日：令和5年6月1日
 - 工事完了予定年月日：令和5年12月1日
- 仮使用の概要
 - 仮使用期間：1か月間（令和5年11月1日～12月1日）
 - 申請の理由：令和5年11月1日から乳牛を搬入予定であるため。
- 備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

共管省令第76条第1項の表に規定する図書その他都道府県知事が必要と認める図書を添えて、提出してください。

認定計画実施者の相続届出書

令和5年12月15日

都道府県知事 殿

届出者の住所 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
届出者の氏名 農水 次郎
届出者の連絡先 02-345-6789

下記のとおり、認定計画実施者の地位を承継したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第9条第2項の規定により届け出ます。

記

- 相続の開始の日：令和5年12月1日
- 相続人の氏名、住所及び連絡先並びに被相続人との続柄

氏名、住所及び連絡先	続柄
農水 次郎 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 02-345-6789	子

- 被相続人の氏名及び死亡時の住所：農水 太郎
東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
- 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和5年5月1日）
- 認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

令和5年12月15日

都道府県知事 殿

譲渡人	住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
	氏名又は名称	農水 太郎
	連絡先	01-234-5678
	代表者の氏名	
譲受人	住所又は主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関2丁目1番1号
	氏名又は名称	酪農 ハジメ
	連絡先	03-456-7890
	代表者の氏名	

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

- 譲渡及び譲受けの予定年月日：令和6年1月1日
- 譲渡及び譲受けの理由：譲渡人の廃業に伴う畜舎の所有者の変更のため。
- 譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号
(令和5年5月1日)
- 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
- 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

5. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	3 時間／人	2 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	26 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

- (4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

- (5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。

火気を使用しない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

6. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

- (1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

- (2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

- (3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥舎

7. 譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等のその他必要な事項

- (1) 譲受人（法人にあっては、その役員を含む。）の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（2）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

合併認可申請書

令和5年12月1日

都道府県知事 殿

住所又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関
3丁目1番1号
合併する法人の名称
第一ファーム
代表者の氏名
養鶏 ヨシコ
連絡先
04-567-8901

住所又は主たる事務所の所在地
東京都千代田区霞が関
4丁目1番1号
合併する法人の名称
第二ファーム
代表者の氏名
採卵 タマヨ
連絡先
05-678-9012

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第2項の規定により、法人の合併について認可を受けたいので申請します。

記

- 合併予定年月日：令和6年1月1日
- 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：
第一ファーム（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）
- 合併の理由：生産基盤の強化に向けた業務の統合のため。
- 合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号（令和5年6月1日）
- 合併に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

6. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

6. 合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳(畜舎内搾乳)	その他畜舎等内における作業(診療、種付け、保管する物資の整理等)
滞在人数	4人	4人	0人	3人
滞在時間	3時間/人	2時間/人	0時間/人	2時間/人
延べ滞在時間	12時間	8時間	0時間	6時間
合計	26時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

- (4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

- (5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。
- 火気を使用しない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

7. 合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

- (1) 家畜の種類・頭数(堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数)

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

(2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

(3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

8. 合併に係る認定畜舎等のその他必要な事項

(1) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

(違反している場合) 違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

(2) 畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該合併に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

(注意)

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

分割認可申請書

令和5年12月1日

都道府県知事 殿

住所又は
主たる事務所の所在地
分割する法人の名称
代表者の氏名
連絡先
東京都千代田区霞が関
3丁目1番1号
第一ファーム
養鶏 ヨシコ
04-567-8901

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第3項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

- 分割予定年月日：令和5年1月1日
- 分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：
第二ファーム（東京都千代田区霞が関4丁目1番1号）
- 分割の理由：
6次産業化の取組開始による事業の分化のため。
- 分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号（令和5年6月1日）
- 分割に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
- 分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項
(1) 畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間
(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)
 午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後
合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0とする。

6. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞 在 時 間	3 時間／人	2 時間／人	0 時間／人	2 時間／人
延べ滞在時間	12 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合 計	26 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input checked="" type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

(2) 避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

(3) 災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

- (4) 畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存する。

- (5) 畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にする。

火気を使用しない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

7. 分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

- (1) 家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類： 乳用牛

②頭数： 300頭

- (2) 飼養形態（飼養施設の場合）： フリーストール

- (3) 家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

8. 分割に係る認定畜舎等のその他必要な事項

- (1) 畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（2）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該分割に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

解散届出書

令和6年2月15日

都道府県知事 殿

届出者の住所 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号
届出者の氏名 養鶏 ヨシコ
届出者の連絡先 04-567-8901

下記のとおり、認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第11条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 解散年月日：令和6年2月1日
- 解散した法人の名称及び住所：第一ファーム（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）
- 解散した法人に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第△△△号
(令和5年6月1日)
- 解散した法人に係る認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の利用状況定期報告書

令和10年6月1日

都道府県知事 殿

報告者の住所又は
主たる事務所の所在地
報告者の氏名又は名称
報告者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第1項の規定により、報告します。

記

1. 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：第〇〇〇号（令和5年6月1日）
2. 認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

3. 認定畜舎等の概要

(1) 番号： 1

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

3. 以降は様式記載のポイント
(畜舎建築利用計画)を参考に、
記入してください。

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 2-1

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 2-2

(2) 種類

飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 3

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

(1) 番号： 4

(2) 種類

- 飼養施設
- 飼養施設に付随する搾乳施設
- 飼養施設に付随する集乳施設
- 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設
- 飼養施設に付随する畜産業用倉庫
- 飼養施設に付随する畜産業用車庫
- 堆肥舎
- 発酵槽等
- 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫
- 堆肥舎に付随する畜産業用車庫
- 発酵槽等を制御するための施設

(3) 構造

A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等

4. 利用の状況

(1) 番号： 1

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 300 頭

②飼養形態： フリーストール

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合 計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間

□3,000㎡超	16人	32時間
----------	-----	------

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。

火気を使用していない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 2-1

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 250 頭

②飼養形態： フリーストール

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	4 人	4 人	0 人	3 人
滞在時間	2 時間/人	2 時間/人	0 時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	8 時間	8 時間	0 時間	6 時間
合計	22 時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4 人	8 時間

<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input checked="" type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。

火気を使用していない。

消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 2-2

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 250 頭

②飼養形態： フリーストール

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	4 人
滞在時間	時間/人	時間/人	時間/人	2 時間/人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	8 時間
合計				8 時間

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A 構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B 構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2）を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B 構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A 構造畜舎等・B 構造畜舎等共通)

畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。
- 火気を使用していない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 3

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 250 頭

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法： 堆肥化

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞 在 人 数	人	人	人	2 人
滞 在 時 間	時間／人	時間／人	時間／人	1 時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	2 時間
合 計				2 時間

- 通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input checked="" type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。
- 2以上の避難口が特定されている。
- 堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

- 定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

- 様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

- 畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。
- 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつ

ては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。

- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。
- 火気を使用していない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(1) 番号： 4

(2) 認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

イ. 家畜の種類： 乳用牛

ロ. 頭数： 500 頭

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法： メタン発酵（圃場散布）

(3) 利用基準の遵守状況

①畜舎等の1日当たりの滞在者数及び滞在時間

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

午前0時から午前4時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を0としている。

(A構造畜舎等（第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・B構造畜舎等の場合)

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間/人	時間/人	時間/人	時間/人

延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計	時間			

通常時において、畜舎等における1日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡以下	4人	8時間
<input type="checkbox"/> 1,000㎡超2,000㎡以下	8人	16時間
<input type="checkbox"/> 2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
<input type="checkbox"/> 3,000㎡超	16人	32時間

②避難経路確保の取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

災害時の避難に支障を生じさせないように、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

2以上の避難口が特定されている。

堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

(A構造畜舎等(第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものに限る。)・B構造畜舎等の場合)

定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

(A構造畜舎等・B構造畜舎等・発酵槽等共通)

様式第1号(畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあつては、様式第1号の2)を畜舎等の見やすい場所に表示している。

(B構造畜舎等の場合)

畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第2項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第1項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

(A構造畜舎等・B構造畜舎等共通)

- 畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあつては、床面積500㎡以内ごとに1以上の避難口が特定されている。
- 避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。
- 災害時の避難に支障を生じさせないように、採光を充分にしている。
- 火気を使用していない。
- 消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。
- 畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。
- 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

⑥備考

(注意)

- ① がある場合は、該当するに✓印を付けること。
- ② 3. 及び4. は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が1の時は「番号」に「1」と記入し、認定畜舎等の数が2以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第2番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定畜舎等の滅失届出書

令和15 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

東京都千代田区霞が関
1丁目2番1号
農水 太郎
01-234-5678

下記のとおり、認定畜舎等が滅失したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 滅失した認定畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：
第〇〇〇号（令和5年5月1日）
- 滅失した認定畜舎等の所在地：東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
- 滅失の理由：認定畜舎等の老朽化により除却したため。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済 (A 構造畜舎等)	
認定年月日・番号	令和5年5月1日 第〇〇〇号
認定した者	〇〇県知事 畜産 花子
認定計画実施者氏名(名称)	農水 太郎
設計者氏名	農水建築士事務所 設計 ユウタ
工事監理者氏名	農水建築士事務所 設計 ユウタ
工事施工者氏名	東京建設 施工 タカシ
工事現場管理者氏名	霞が関建設 現場 マモル
備考	

(注意)

① 「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関

する法律による変更の認定済」とすること。

- ② () には、「A構造畜舎等」、「B構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。
- ③ 設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。
- ④ 設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。